

財団法人 国際エメックスセンター寄附行為

施行 平成12年4月1日

改正 平成13年5月7日

改正 平成22年5月19日

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人国際エメックスセンター（以下「センター」という。）と称する。

2 センターの英語の名称は「International Center for Environmental Management of Enclosed Coastal Seas」とする。

(事務所)

第2条 センターは、事務所を兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1丁目5番2号に置く。

(目的)

第3条 センターは、行政、研究者、事業者、市民等の各主体間の有機的ネットワークを構築し、国際的かつ学際的な交流を推進するとともに、調査研究及び研修の実施並びに活動に対する支援等の事業を行い、もって閉鎖性海域の環境の保全・創造及び多様な自然と人間が共生する持続的発展が可能な社会の構築に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 閉鎖性海域に関する情報の収集及び提供
- (2) 閉鎖性海域の環境の保全・創造に関する調査研究
- (3) 閉鎖性海域の環境の保全・創造に関する研修の実施
- (4) 閉鎖性海域の環境の保全・創造に関する活動に対する支援
- (5) 閉鎖性海域の環境の保全・創造に関する国際機関等の活動に対する協力と連携
- (6) 国際会議の開催等閉鎖性海域の環境の保全・創造に関する国際交流の推進
- (7) その他センターの目的を達成するために必要な事業

第2章 財産及び会計

(財産の構成)

第5条 センターの財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄付金品、助成金及び補助金
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 会費収入
- (6) その他の収入

(財産の種別)

第6条 センターの財産は、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産

(2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産

(3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第7条 センターの財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署への定期貯金若しくは銀行等への定期預金、信託会社への信託、又は国債、公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、センターの事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、外務大臣及び環境大臣の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 センターの経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第10条 センターの事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、外務大臣及び環境大臣に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第12条 センターの事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、その会計年度終了後3か月以内に外務大臣及び環境大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

2 センターの決算に余剰金があるときは、理事会の議決を経て、その全部若しくは一部を基本財産に繰り入れ、又は翌年度に繰り越すものとする。

(特別会計)

第13条 センターは、事業の遂行上必要あるときは、理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

(長期借入金)

第14条 センターが資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、外務大臣及び環境大臣に届け出なければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第15条 第8条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに予算で定めるものを除き、センターが新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、外務大臣及び環境大臣に届け出なければならない。

(会計年度)

第16条 センターの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員等

(会長)

第17条 センターに会長を置く。

- 2 会長は、評議員会において評議員のなかから選任する。
- 3 会長は、センターを代表する。

(役員の種類及び定数)

第18条 センターに、次の役員を置く。

- (1)理事 10人以上15人以内
 - (2)監事 2人
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を専務理事とする。
 - 3 理事のうち、1人又は2人を副理事長とすることができる。

(選任等)

第19条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事の互選によりこれを定める。
- 3 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。
- 4 理事のいずれか1名と親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 5 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。
- 6 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を外務大臣及び環境大臣に届け出なければならない。
- 7 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を外務大臣及び環境大臣に届け出なければならない。

(職務)

第20条 理事長は、センターを代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、日常の業務を処理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、センターの業務を議決し、執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1)財産及び会計の状況を監査すること。
 - (2)理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3)財産及び会計の状況並びに業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は外務大臣及び環境大臣に報告すること。
 - (4)前号の報告をするため必要があるときは、理事会若しくは評議員会の招集を請求し、又は招集すること。

(任期)

第21条 会長及び役員（以下「役員等」という。）の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員等の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員等は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第22条 役員等が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員等に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2)職務上の義務違反その他役員等としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第23条 役員等は無給とする。ただし、常勤の役員等は有給とすることができる。

- 2 役員等には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 理事会

(構成)

第24条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第25条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、センターの業務に関する重要な事項について議決し、執行する。

(種類及び開催)

第26条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第20条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第27条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号又は第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第28条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第29条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第30条 理事会の議事は、この寄附行為に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第31条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名押

印をしなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第33条 センターに、評議員15人以上20人以内を置く。

- 2 評議員は、理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。
- 3 評議員には、第21条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員等」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第34条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、理事長が招集する。
- 3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
- 4 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。
- 5 評議員会には、第27条第3項、第29条から第32条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中に「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第6章 顧問

(顧問)

第35条 センターに顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 顧問は、センターの運営に関する重要な事項について理事長の諮問に応じる。
- 5 顧問には、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員等」とあるのは、「顧問」と読み替えるものとする。

第7章 科学・政策委員会

(科学・政策委員会)

第36条 センターの目的を達成するため、センターに科学・政策委員会を置く。

- 2 科学・政策委員会の委員は、閉鎖性海域の環境の保全及びその管理に関する識見を有する者のうちから、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。
- 3 科学・政策委員会の委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 科学・政策委員会は、閉鎖性海域の環境の保全及びその管理に関する調査検討及び情報交換を行うとともに、センターの事業に関する科学的かつ政策的な事項について審議し、助言を行う。
- 5 前項に定めるもののほか、科学・政策委員会に関し必要な事項は同委員会で定め、理事会の承認を得なければならない。
- 6 科学・政策委員会の委員には、第21条第2項、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、「役員等」とあるのは「科学・政策委員会の委員」と読み替えるものとする。

第 8 章 会 員

(会員)

第 37 条 センターの目的に賛同する個人又は団体は理事会で別に定めるところに従い、センターの会員となることができる。

2 会員の種別、会費その他会員に関する事項については、理事会で別に定める。

第 9 章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第 38 条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、外務大臣及び環境大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第 39 条 センターは、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、外務大臣及び環境大臣の承認を得て解散することができる。

(残余財産の処分)

第 40 条 センターが解散のときに有する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、外務大臣及び環境大臣の許可を得て、センターと類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第 10 章 事務局

(設置等)

第 41 条 センターの事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第 42 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかねばならない。

(1) 寄附行為

(2) 理事、監事、評議員及び職員の名簿及び履歴書

(3) 許可、認可等及び登記に関する書類

(4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類

(5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

(6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類

(7) その他必要な帳簿及び書類

第 1 1 章 補 則

(委任)

第 4 3 条 この寄附行為に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この寄附行為は、センターの設立許可のあった日から施行する。
- 2 センターの設立当初の役員等及び評議員は、第 1 7 条第 2 項、第 1 9 条第 1 項及び第 2 項並びに第 3 3 条第 2 項の規定にかかわらず、設立発起人会の定めるところとし、その任期は、第 2 1 条第 1 項の規定にかかわらず平成 1 4 年 3 月 3 1 日までとする。
- 3 センターの設立初年度の事業計画及び予算は、第 1 0 条の規定にかかわらず、設立発起人会の定めるところによる。
- 4 センターの設立初年度の会計年度は、第 1 6 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成 1 3 年 3 月 3 1 日までとする。
- 5 平成 1 3 年 1 月 6 日以降は、この寄附行為中「内閣総理大臣」とあるのは「環境大臣」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この寄附行為は、外務大臣及び環境大臣の変更認可のあった日から施行する。